

第1期越谷市こども計画の変更の考え方について

1 計画変更に至る経緯・理由

第1期越谷市こども計画では、将来人口の推計及び子育て支援のニーズを踏まえ、子育て支援サービスの「量の見込み」を定め、その量にどのように対応していくかを「確保方策」として掲載しています。

令和8年4月1日に「乳児等のための支援給付」が創設されること（こども誰でも通園制度の本格実施）、満三歳以上限定小規模保育事業が創設されることに伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載しなければいけない事項などを定めている基本指針や、量の見込みの算出などの考え方が改正されました。

これらの改正に伴い、第1期越谷市こども計画において定めている乳児等通園支援における「量の見込み」と「確保方策」を変更するとともに、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を定めるものです。

2 見直しの概要（変更前のP96、P102、P103）

（1）量の見込み

乳児等通園支援の「量の見込み」を利用実績や利用ニーズ調査の結果を踏まえて変更することいたします。

（2）確保方策

- ① 満三歳以上限定小規模保育事業の確保方策について、既存の保育所、認定こども園及びこしがや「プラス保育」幼稚園事業により、「量の見込み」を上回っていることから、確保方策を「0」といたします。
- ② 乳児等通園支援の「量の見込み」に対応する整備量を設定いたします。

3 越谷市における「こども誰でも通園制度」の実施状況

本市では、全国一律の給付制度の開始より先行して、令和7年7月からこども誰でも通園制度を実施しています。

●事業の概要

項目	概要
利用対象者	0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども ※障害児も対象
利用者の認定	居住する市町村による認定の仕組み ※利用者からの申請行為が必要
利用時間	最大月10時間
利用料	事業所が保護者から直接徴収（300円／時間） ※その他、必要経費については市から事業者へ給付
利用方法 (契約) 予約方法	利用者と事業所との直接契約 ※予約システムを活用することを基本とする。 ※市町村は、システムを活用して利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能。

●本市の実施状況

事業所名	しらとり こども園	認定こども園 ぶどうぞの幼稚園	みらいほいくえん 越谷園	モンクール. 保育園Ⅱ
実施場所	弥十郎 275-1	南荻島 4336-5	東越谷 2-15-13	北越谷 4-3-20
定員	0歳児	2人	0人	3人
	1歳児	2人	2人	5人
	2歳児	2人	4人	2人
開所曜日	火・木	月・火・木・金	火・水・木・金	火・水・木
開所時間	9:15～15:15	9:00～15:30	9:30～14:30	9:00～14:00

●事業実績（暫定値）

	7月	8月	9月	10月	11月
累計認定児童数（人） ※各月1日時点	121	199	219	253	428
利用児童数（人） ※各月末時点	57	63	73	93	—

3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設

①制度の現状・背景

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業。ただし、3～5歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三（略）

②～⑨（略）

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑪～⑫（略）

(※) 令和5年4月には、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳のこどもを対象とする小規模保育事業において3～5歳のこどもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるように、通知を発出。

- 平成29年からは、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることができるとされているところ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。

②改正内容

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。